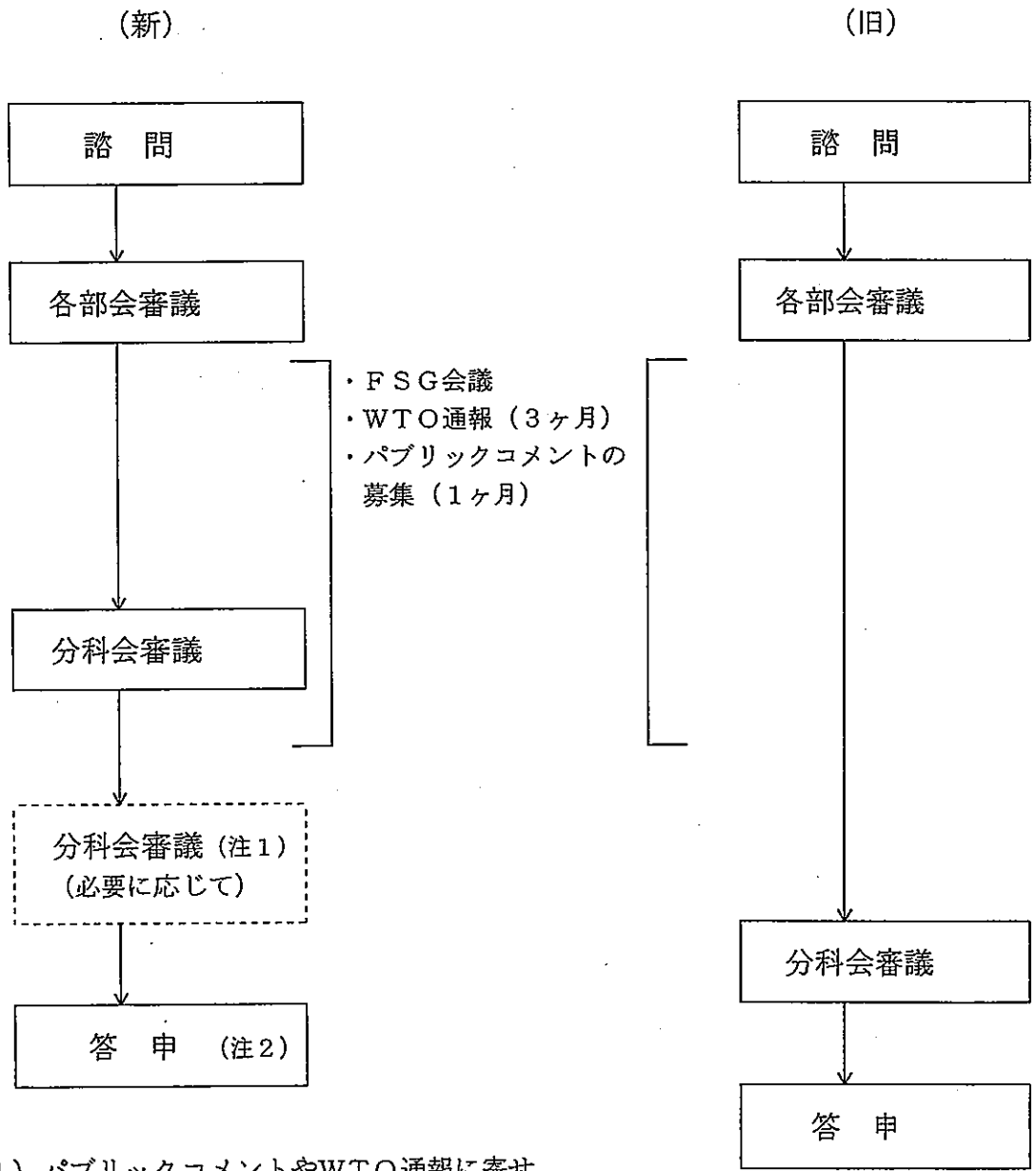


平成16年6月16日

食品衛生分科会の運営について (案)

食品衛生分科会については、従来、諮問事項の各担当部会における審議結果を踏まえて行うパブリックコメントの募集やWTO通報等の手続きを終了した段階で審議してきたところであるが、その運営の効率化と一層の充実を図るため、原則としてWTO通報等の手続きと併行して審議を開始するものとする。



注1) パブリックコメントやWTO通報に寄せられた意見等は各委員に送付し、その開催については各委員からの意見を踏まえ、必要に応じて、分科会長が招集する。

注2) 寄せられた意見等とその回答については答申とともに公表する。

(参考)

食品安全委員会の審議と食品衛生分科会の新たな運営との関係

